

○大阪公立大学生物資源開発センターにおける共用機器に関する料金規程

令和7年6月25日

規程第223号

(趣旨)

第1条 この規程は、共用化された研究機器（以下「機器」という。）のうち、大阪公立大学生物資源開発センター（以下「センター」という。）が管理する機器の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(機器)

第2条 センターにおいて利用に供する機器は、別表第1に定めるとおりとする。

(料金)

第3条 センターにおいて利用に供する機器の利用料（以下「利用料」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、利用料の一部を免除することができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に利用承認を行った機器利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

機器名	メーカー／機器名及び型番	設置場所
高速液体クロマトグラフィー 質量分析装置【LC/MS】	・Agilent Technologies/6430 Triple Quad LC/MS ・Shimadzu/LCMS-8060	中百舌鳥キャンパス C8棟215室

別表第2（第3条関係）

機器名	利用料（委託利用料）
高速液体クロマトグラフィー質量分析装置【LC/MS】	5,000円/時間（大学等） 10,000円/時間（企業）

備考

- 1 委託利用料は、機器による測定等を本学の教職員等に依頼する場合に適用する。
- 2 大学等とは、大学及びその他の学術研究を目的とする公的機関をいう。